

=はじめに=

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

=目次=

1. 重大事故等情報=5件（7月19日～7月25日分）

- (1) 乗合バスの車内事故①
- (2) 乗合バスの車内事故②
- (3) 個人タクシーの死傷事故
- (4) 法人タクシーの死傷事故
- (5) トラックの衝突事故

2. トピック

- (1) 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について
- (2) 貸切バス事業者が交付する運送引受書の記載事項が変わります。
- (3) 車両動態管理システム等の導入補助を開始します！
- (4) 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を策定しました



1. 重大事故等情報=5件（7月19日～7月25日分）

- (1) 乗合バスの車内事故①

7月24日（水）午前9時4分頃、神奈川県在市道交差点において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客30名を乗せ運行中、赤信号で停車し、信号が青に変わったため、前車に続き発車したところ、席を立ち別の席に移動しようとした乗客1名が転倒した。

この事故により、転倒した乗客が、重傷を負った。

- (2) 乗合バスの車内事故②

7月25日（木）午後11時24分頃、千葉県の片側3車線の市道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客18名を乗せ第2走行車線を運行中、第1走行車線を走行していた乗用車が、当該バス車線へ急に割り込んできたため、急ブレーキをかけた際に、着座していた乗客1名が通路側に転げ落ちた。

この事故により、乗用車との接触はなかったが、乗客が重傷を負った。

(3) 個人タクシーの死傷事故

7月21日（日）午前2時43分頃、神奈川県のある片側3車線の県道において、同県に営業所を置く個人タクシーが空車で第3走行車線を運行中、中央分離帯から飛び出してきて歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

(4) 法人タクシーの死傷事故

7月21日（日）午後9時2分頃、宮城県の市道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、横断歩道を横断していた歩行者をはねた。

この事故により、歩行者が死亡した。

事故現場は、信号機のある丁字路交差点で、当該タクシーは信号が黄色に変わったタイミングで交差点に進入し、道路右側から横断してきた歩行者に気づくのが遅れてはねた模様。

(5) トラックの衝突事故

7月24日（水）午後3時56分頃、広島県のある高速道路において、神奈川県に営業所を置くトラックが運行中、渋滞中の車両に追突し玉突きにより計5台が絡む多重事故となった。

この事故により、当該トラックの運転者を含む10名が軽傷を負った。

上記5件の死傷者数計：死亡2名、重傷2名、軽傷10名（速報値）



2. トピック

(1) 夏期の多客期におけるテロ対策の徹底について

（配信日：R1. 7. 19）

夏期の多客期（令和元年7月20日～9月1日）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人出が予想されること等から、自動車運送事業者の皆様におかれましては、行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、改めて夏期の多客期等において、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設等を中心に、テロ対策の徹底を図っていただきますようお願いいたします。

(2) 貸切バス事業者が交付する運送引受書の記載事項が変わります。

(配信日 : R1. 7. 12)

国土交通省は、貸切バス事業者が旅行業者に対して、安全コストが阻害されている疑いのある手数料等の支払いにより、適正な運賃を収受できない場合について、旅行業者と貸切バス事業者との手数料等の調査体制の強化や取引の明確化により、旅行業界・バス業界における取引環境の適正化に向けた対策の強化に取り組んでいます。

このたび、関連する規則等を改正し、令和元年8月1日以降に交付する運送引受書に手数料等の額を記載することが義務付けられることになりました。

手数料等により貸切バス事業者の安全コストが阻害されている場合は、運賃の割戻し違反として、貸切バス事業者及び旅行業者ともに行政処分の対象となりますので、手数料等を支払う場合は、各社毎の安全コストを踏まえた金額となるように設定をお願い致します。

改正を踏まえた運送引受書の参考様式等については、以下のサイトに掲載していますので、ご覧ください。

→ http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000092.html

(3) 車両動態管理システム等の導入補助を開始します！

(配信日 : R1. 7. 5)

運輸部門におけるエネルギー消費量の約3割を占めるトラック輸送において、省エネの取組を行うことは重要となっています。しかし、トラック事業者が単独で当該取組を行うには限界があるため、トラック事業者と荷主が連携して物流全体の効率化を図り、省エネ化を推進していく必要があります。そこで、「トラック輸送における省エネ化推進事業（車両動態管理システム等の導入支援による実証）」を実施し、トラック輸送における省エネ化を推進して参ります。

1. 事業内容

トラック事業者と荷主との連携を要件に、車両動態管理システム等の導入に要する経費（設備費）の一部を補助し、当該システムの活用による輸送の効率化を実証する事業です。

※補助事業の執行団体：パシフィックコンサルタンツ株式会社

2. 申請受付期間

1次公募：7月24日（水）～8月6日（火）

2次公募：8月7日（水）～8月20日（火）

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 自動車局ホームページ

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

(平日9:30~12:00 13:00~17:30)

・ 自動音声受付 03-3580-4434 (年中無休・24時間)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

